

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2004-234509

(P2004-234509A)

(43) 公開日 平成16年8月19日(2004.8.19)

(51) Int. Cl. ⁷	F I	テーマコード (参考)
GO6F 17/60	GO6F 17/60 302E	5J104
HO4L 9/08	GO6F 17/60 330	
	GO6F 17/60 332	
	GO6F 17/60 512	
	GO6F 17/60 ZEC	
審査請求 未請求 請求項の数 7 O L (全 12 頁) 最終頁に続く		

(21) 出願番号 特願2003-24435 (P2003-24435)
 (22) 出願日 平成15年1月31日 (2003.1.31)

(71) 出願人 000003193
 凸版印刷株式会社
 東京都台東区台東1丁目5番1号
 (74) 代理人 100064908
 弁理士 志賀 正武
 (74) 代理人 100108578
 弁理士 高橋 詔男
 (74) 代理人 100089037
 弁理士 渡邊 隆
 (74) 代理人 100101465
 弁理士 青山 正和
 (74) 代理人 100094400
 弁理士 鈴木 三義
 (74) 代理人 100107836
 弁理士 西 和哉

最終頁に続く

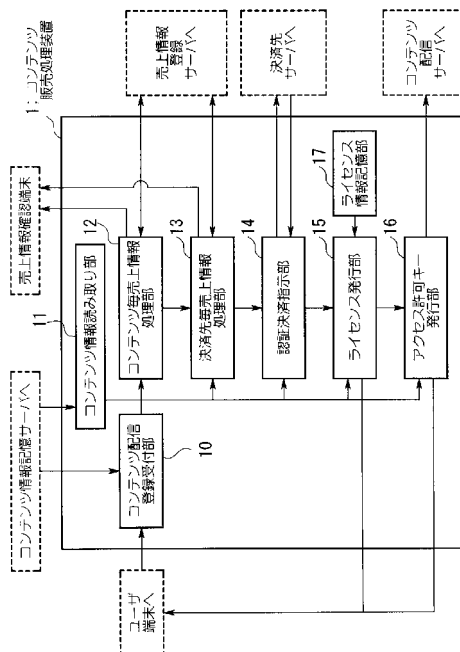
(54) 【発明の名称】 コンテンツ販売処理装置及びコンテンツ販売処理方法並びにそのプログラム

(57) 【要約】

【課題】 新たなコンテンツの配信方法や決済方法やライセンスの発行方法に合わせた販売処理のプログラムの開発を軽減することのできるコンテンツ販売処理装置を提供することを目的としている。

【解決手段】 コンテンツ配信登録受付部10がコンテンツ配信登録情報を受付け、コンテンツIDに対応付けられて記録されているコンテンツ料金をコンテンツ情報記憶サーバから読み取る。そして、認証決済指示部14が決済先会員IDで示される決済先に、決済先会員ID及び決済先パスワードとコンテンツIDとコンテンツ料金を少なくとも送信し、これに応じて認証決済結果情報を受信する。また、認証及び決済の成功を示す認証決済結果情報を受信し、これに応じてアクセス許可キー発行部15がコンテンツのアクセスに必要なアクセス許可キーをユーザ端末及びコンテンツ配信サーバ2へ送信する。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

ユーザが配信を所望するコンテンツをネットワークを用いてユーザ端末へ配信すると共に、配信したコンテンツの複数の決済方法に対応したコンテンツ販売処理装置であって、前記ユーザ端末から、少なくとも上記コンテンツを特定するコンテンツ識別情報と当該コンテンツの決済時に用いる決済先会員識別情報と決済先認証情報との登録を受付けて対応付けて記憶させるコンテンツ配信登録受付手段と、

前記コンテンツ識別情報に対応付けられて記憶されているコンテンツ料金情報をコンテンツ料金情報記憶部から読み取るコンテンツ料金情報読み取り手段と、

前記決済毎に共通して用いられる前記決済先会員識別情報と決済先認証情報と前記コンテンツ識別情報と前記コンテンツ料金情報とを前記決済先会員識別情報により指定される決済手段に送信し、これらの情報に応じて前記決済に固有の処理を行なった前記決済手段より決済が成功したか否かを示す前記決済毎に共通の決済結果情報を受信する決済指示手段と、

10

前記決済結果情報が前記決済の成功を示す場合に、コンテンツ配信の方法毎の固有の処理を行なうコンテンツ配信装置と前記ユーザ端末とへ、コンテンツの配信の処理に共通して用いられるアクセス許可キーを送信するアクセス許可キー発行手段と、

を備えることを特徴とするコンテンツ販売処理装置。

【請求項 2】

前記コンテンツ料金情報読み取り手段が読み取ったコンテンツ料金情報に対応する前記コンテンツ識別情報毎に、前記コンテンツ料金情報を加算して、コンテンツ識別情報毎の売上合計を算出するコンテンツ毎売上情報処理手段と、

20

前記コンテンツ識別情報と共にコンテンツ配信登録受付手段が受付けた前記決済先会員識別情報が示す決済先毎に前記コンテンツ料金情報を加算して、決済先毎の売上合計を算出する決済先毎売上情報処理手段と、

を備えることを特徴とする請求項 1 に記載のコンテンツ販売処理装置。

【請求項 3】

前記コンテンツ識別情報に対応付けられて記憶されるライセンス発行方法情報をライセンス発行方法情報記憶部より読み取って、当該ライセンス発行方法情報が示すライセンス発行方法により前記コンテンツのライセンスを発行するライセンス発行手段

30

を備えることを特徴とする請求項 1 に記載のコンテンツ販売処理装置。

【請求項 4】

ユーザが配信を所望するコンテンツをネットワークを用いてユーザ端末へ配信すると共に、配信したコンテンツの複数の決済方法に対応したコンテンツ販売処理装置におけるコンテンツ販売処理方法であって、

前記ユーザ端末から、少なくとも上記コンテンツを特定するコンテンツ識別情報と、当該コンテンツの決済時に用いる決済先会員識別情報と決済先認証情報との登録を受付けて対応付けて記憶させるコンテンツ配信登録受付過程と、

前記コンテンツ識別情報に対応付けられて記憶されているコンテンツ料金情報をコンテンツ料金情報記憶部から読み取るコンテンツ料金情報読み取り過程と、

40

前記決済に共通して用いられる前記決済先会員識別情報と決済先認証情報と前記コンテンツ識別情報と前記コンテンツ料金情報とを前記決済先会員識別情報により指定される決済手段に送信し、これらの情報に応じて前記決済に固有の処理を行なった前記決済手段より決済が成功したか否かを示す前記決済毎に共通の決済結果情報を受信する決済指示過程と、

前記決済結果情報が前記決済の成功を示す場合に、コンテンツ配信の方法毎の固有の処理を行なうコンテンツ配信装置と前記ユーザ端末とへ、コンテンツの配信の処理に共通して用いられるアクセス許可キーを送信するアクセス許可キー発行過程と、

を備えることを特徴とするコンテンツ販売処理方法。

【請求項 5】

50

前記コンテンツ料金情報読み取り過程において読み取ったコンテンツ料金情報に対応する前記コンテンツ識別情報毎に、前記コンテンツ料金情報を加算して、コンテンツ識別情報毎の売上合計を算出するコンテンツ毎売上情報処理過程と、前記コンテンツ識別情報と共にコンテンツ配信登録受付過程において受付けた前記決済先会員識別情報が示す決済先毎に前記コンテンツ料金情報を加算して、決済先毎の売上合計を算出する決済先毎売上情報処理過程と、を備えることを特徴とする請求項4に記載のコンテンツ販売処理方法。

【請求項6】

前記コンテンツ識別情報に対応付けられて記憶されるライセンス発行方法情報をライセンス発行方法情報記憶部より読み取って、当該ライセンス発行方法情報が示すライセンス発行方法により前記コンテンツのライセンスを発行するライセンス発行過程を備えることを特徴とする請求項4に記載のコンテンツ販売処理方法。

10

【請求項7】

前記決済先会員識別情報は、前記決済先で前記ユーザを特定するためのIDであることを特徴とする請求項1、2のいずれかに記載のコンテンツ販売処理装置。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

この発明は、コンピュータシステムに係り、特に、コンテンツ販売処理装置及びコンテンツ販売処理方法並びにそのプログラムに関するものである。

20

【0002】

【従来の技術】

従来、インターネット経由でコンテンツ（例えば、ゲームなどのアプリケーションプログラム）を販売する方法としては、コンテンツ流通業者が、ISP（Internet Service Provider）などのコンテンツ販売業者にコンテンツのコンテンツ販売ウェブページへの掲載を依頼し、コンテンツを購入するユーザはコンテンツ販売業者がインターネット上に公開するコンテンツ販売ウェブページにアクセスしてコンテンツの販売を受ける。尚、コンテンツ流通業者が自からコンテンツ販売ウェブページを公開する場合もある。またコンテンツ流通業者は複数のコンテンツ販売ウェブページにおいて販売されたコンテンツの売上合計をコンテンツ提供業者に報告する。

30

そして、コンテンツの販売時の決済やコンテンツのダウンロードの開始やライセンスの発行などのコンテンツの販売処理を行なう装置は、コンテンツ販売ウェブページ毎に開発されている。尚、コンテンツの販売処理を行なう装置には、コンテンツ配信時の決済方法とコンテンツ配信方法に固有の処理を行なわせるプログラムが組み込まれている。そして当該プログラムの処理により、コンテンツの決済が済むと直ちにコンテンツが配信されるような処理が行なわれる。ここで、従来技術は下記の文献が公開されている（特許文献1参照。）。

【0003】

【特許文献1】

特開2002 197294号公報

40

【0004】

【発明が解決しようとする課題】

しかしながら、上述のコンテンツの販売処理では、コンテンツの配信方法や決済方法の固有の処理毎に別々にプログラムを開発する必要があった。また、コンテンツの配信方法やコンテンツの決済方法が新たに開発されて、その方法が主流となると、それに対応したコンテンツの配信方法やコンテンツの決済方法に対応した処理を行なうプログラムを新たに開発する必要がある。また、従来はコンテンツ販売の決済を行うISPやクレジットカード会社などの決済先毎に販売されたコンテンツの売上処理を行なっており、決済先が多くなると売上処理が増えて、コンテンツの販売処理を行なう装置に負荷をかけることとなり、処理の誤りや処理時間がかかる場合があった。

50

そこでこの発明は、新たなコンテンツの配信方法や決済方法やライセンスの発行方法に合わせた販売処理のプログラムの開発を軽減することのでき、また1つのコンテンツの売上をまとめて計算処理することのできるコンテンツ販売処理装置及びコンテンツ販売処理方法並びにそのプログラムを提供することを目的としている。

【0005】

【課題を解決するための手段】

本発明は、上述の課題を解決すべくなされたもので、ユーザが配信を所望するコンテンツをネットワークを用いてユーザ端末へ配信すると共に、配信したコンテンツの複数の決済方法に対応したコンテンツ販売処理装置であって、前記ユーザ端末から、少なくとも上記コンテンツを特定するコンテンツ識別情報と、当該コンテンツの決済時に用いる決済先会員識別情報と決済先認証情報との登録を受付けて対応付けて記憶させるコンテンツ配信登録受付手段と、前記コンテンツ識別情報に対応付けられて記憶されているコンテンツ料金情報をコンテンツ料金情報記憶部から読み取るコンテンツ料金情報読み取り手段と、前記決済に共通して用いられる前記決済先会員識別情報と決済先認証情報と前記コンテンツ識別情報と前記コンテンツ料金情報とを前記決済先会員識別情報により指定される決済手段に送信し、これらの情報に応じて前記決済に固有の処理を行なった前記決済手段より決済が成功したか否かを示す前記決済毎に共通の決済結果情報を受信する決済指示手段と、前記決済結果情報が前記決済の成功を示す場合に、コンテンツ配信の方法毎の固有の処理を行なうコンテンツ配信装置と前記ユーザ端末とへ、コンテンツの配信の処理に共通して用いられるアクセス許可キーを送信するアクセス許可キー発行手段とを備えることを特徴とするコンテンツ販売処理装置である。

【0006】

上述の構成によれば、本発明は、コンテンツ配信登録受付手段がユーザ端末から、少なくともコンテンツを特定するコンテンツ識別情報と、当該コンテンツの決済時に用いる決済先会員識別情報と決済先認証情報との登録を受付け、コンテンツ料金情報読み取り手段がコンテンツ識別情報に対応付けられて記憶されているコンテンツ料金情報をコンテンツ料金情報記憶部から読み取る。そして、決済指示手段が決済に共通して用いられる決済先会員識別情報と決済先認証情報とコンテンツ識別情報とコンテンツ料金情報とを決済手段に送信し、決済手段より決済が成功したか否かを示す決済結果情報を受信する。またアクセス許可キー発行手段において、受信した決済結果情報が決済の成功を示す場合に、コンテンツ配信装置と前記ユーザ端末とへ、コンテンツの配信の処理に共通して用いられるアクセス許可キーを送信する。

これにより、コンテンツ販売処理装置が認証の決済の為の情報を決済サーバへ送信すれば決済が完了し、また、アクセス許可キーをユーザ端末とコンテンツ配信装置へ送信すれば、その後のコンテンツ配信処理はコンテンツ配信装置が行うこととなる。よって、コンテンツ販売処理装置で行なわれる処理は決済方法やコンテンツ配信方法とは関係が無くなり、異なる決済方法に共通する処理と異なるコンテンツ配信の方法に共通する処理を行なえばよいので、決済方法と配信方法の方法が新たに増えたとしてもコンテンツ販売処理装置で行なう処理の変更は必要なくなり、コンテンツ販売処理装置で行なわれる処理の開発負担を軽減することができる。

【0007】

また本発明は、前記コンテンツ販売処理装置であって、前記コンテンツ料金情報読み取り手段が読み取ったコンテンツ料金情報に対応する前記コンテンツ識別情報毎に、前記コンテンツ料金情報を加算して、コンテンツ識別情報毎の売上合計を算出するコンテンツ毎売上情報処理手段と、前記コンテンツ識別情報と共にコンテンツ配信登録受付手段が受付けた前記決済先会員識別情報が示す決済先毎に前記コンテンツ料金情報を加算して、決済先毎の売上合計を算出する決済先毎売上情報処理手段とを備えることを特徴とする。

【0008】

上述の構成によれば、本発明は、コンテンツ毎売上情報処理手段が、コンテンツ料金情報読み取り手段の読み取ったコンテンツ料金情報に対応するコンテンツ識別情報毎にコンテ

10

20

30

40

50

コンテンツ料金情報を加算して、コンテンツ識別情報毎の売上合計を算出し、決済先毎売上情報処理手段がコンテンツ識別情報と共にコンテンツ配信登録受付手段が受付けた決済先会員識別情報が示す決済先毎にコンテンツ料金情報を加算して、決済先毎の売上合計を算出する。

これにより、各決済先毎にコンテンツの売上合計を計算するだけでなく、各コンテンツ販売ウェブページで販売された特定のコンテンツの売上合計を計算することができる。よって、コンテンツ流通業者はコンテンツ提供者にコンテンツの売上合計を報告する際に、各決済先毎に計算された売上合計をまとめて特定のコンテンツの総売上を計算するという処理を減らすことができる。

【0009】

10

また本発明は、前記コンテンツ販売処理装置であって、前記コンテンツ識別情報に対応付けられて記憶されるライセンス発行方法情報をライセンス発行方法情報記憶部より読み取って、当該ライセンス発行方法情報が示すライセンス発行方法により前記コンテンツのライセンスを発行するライセンス発行手段を備えることを特徴とする。

【0010】

上述の構成によれば、本発明は、ライセンス発行手段がコンテンツ識別情報に対応付けられて記憶されるライセンス発行方法情報をライセンス発行方法情報記憶部より読み取って、当該ライセンス発行方法情報が示すライセンス発行方法によりコンテンツのライセンスを発行する。これにより、各コンテンツ販売ウェブページ毎にライセンス発行方法に対応する処理の仕組みを持たせなくとも、コンテンツ販売処理装置がコンテンツ識別情報に基づいてライセンス発行方法を把握してライセンスの発行処理を行なうことができる。

20

【0011】

また本発明は、ユーザが配信を所望するコンテンツをネットワークを用いてユーザ端末へ配信すると共に、配信したコンテンツの複数の決済方法に対応したコンテンツ販売処理装置におけるコンテンツ販売処理方法であって、前記ユーザ端末から、少なくとも上記コンテンツを特定するコンテンツ識別情報と、当該コンテンツの決済時に用いる決済先会員識別情報と決済先認証情報との登録を受付けて対応付けて記憶させるコンテンツ配信登録受付過程と、前記コンテンツ識別情報に対応付けられて記憶されているコンテンツ料金情報をコンテンツ料金情報記憶部から読み取るコンテンツ料金情報読み取り過程と、前記決済に共通して用いられる前記決済先会員識別情報と決済先認証情報と前記コンテンツ識別情報と前記コンテンツ料金情報とを前記決済先会員識別情報により指定される決済手段に送信し、これらの情報に応じて前記決済に固有の処理を行なった前記決済手段より決済が成功したか否かを示す前記決済毎に共通の決済結果情報を受信する決済指示過程と、前記決済結果情報が前記決済の成功を示す場合に、コンテンツ配信の方法毎の固有の処理を行なうコンテンツ配信装置と前記ユーザ端末とへ、コンテンツの配信の処理に共通して用いられるアクセス許可キーを送信するアクセス許可キー発行過程とを備えることを特徴とするコンテンツ販売処理方法である。

30

【0012】

また本発明は、上述のコンテンツ販売処理方法において、前記コンテンツ料金情報読み取り過程において読み取ったコンテンツ料金情報に対応する前記コンテンツ識別情報毎に、前記コンテンツ料金情報を加算して、コンテンツ識別情報毎の売上合計を算出するコンテンツ毎売上情報処理過程と、前記コンテンツ識別情報と共にコンテンツ配信登録受付過程において受付けた前記決済先会員識別情報が示す決済先毎に前記コンテンツ料金情報を加算して、決済先毎の売上合計を算出する決済先毎売上情報処理過程とを備えることを特徴とする。

40

【0013】

また本発明は、上述のコンテンツ販売処理方法において、前記コンテンツ識別情報に対応付けられて記憶されるライセンス発行方法情報をライセンス発行方法情報記憶部より読み取って、当該ライセンス発行方法情報が示すライセンス発行方法により前記コンテンツのライセンスを発行するライセンス発行過程を備えることを特徴とする。

50

【 0 0 1 4 】

また本発明は、前記決済先会員識別情報が前記決済先で前記ユーザを特定するためのIDであることを特徴とする。

【 0 0 1 5 】

【 発明の実施の形態 】

以下、本発明の一実施形態によるコンテンツ販売処理装置を図面を参照して説明する。

図1は、この発明の一実施形態によるコンテンツ販売処理装置の構成を示す概略ブロック図である。この図において符号1はコンテンツ販売処理装置である。また符号10はコンテンツ配信登録受付部（コンテンツ配信登録受付手段）であり、例えば、ユーザが所望するコンテンツのコンテンツID（コンテンツ識別情報）や、当該コンテンツを購入するユーザのユーザID及びパスワードや、ユーザがコンテンツを購入する際において決済先でユーザ認証の為に用いる決済先会員ID（決済先会員識別情報）及び決済先パスワード（決済先認証情報）の情報をユーザ端末から受付けて一時記憶する。また符号11はコンテンツ情報読み取り部（コンテンツ料金情報読み取り手段）であり、コンテンツ配信登録受付部10がユーザ端末から受付けたコンテンツIDに対応したコンテンツ料金をコンテンツ情報記憶サーバから読み取って、当該コンテンツIDに関連づけて一時記憶する。また符号12はコンテンツ毎売上情報処理部（コンテンツ毎売上情報処理手段）であり、特定のコンテンツが複数のISPなどのコンテンツ販売業者のウェブページで販売される場合に、当該特定のコンテンツの各ウェブページにおける総売上を計算する処理を行なう。

10

また符号13は決済先毎売上情報処理部（決済先毎売上情報処理手段）であり、ユーザがコンテンツを購入する際に指定した決済先（ISPやクレジットカード会社など）毎のコンテンツの売上情報を処理を行なう。また14は認証決済指示部（決済指示手段）であり、ユーザが指定した決済先にユーザの認証と決済処理の指示を行なう。また15はライセンス発行部（ライセンス発行手段）であり、ユーザが購入可能なコンテンツまたは購入済みのコンテンツを利用する際に使用するライセンスキーを、各種方法によりユーザ端末に送信する。尚、ライセンスキーとは、コンテンツに設定されている利用方法の制限（ライセンス条件）を設定するためのキーである。また16はアクセス許可キー発行部（アクセス許可キー発行手段）であり、ユーザがユーザ端末からコンテンツにアクセスする為に必要なアクセス許可キーを発行する。尚、このアクセス許可キーは、例えば暗号化されてURLに含まれるようにしたり、電子透かしや電子透かしの暗号化したもとしてコンテンツ自体に格納されたりして、ユーザ端末に送信される。さらに、上記ライセンスキーとアクセス許可キーとを一体化してライセンス・アクセス許可キーとして、コンテンツの利用と配信共にに許可するキーとしてもよい。また17はライセンス情報記憶部であり、コンテンツIDに対応するライセンスキーが記録されている。

20

30

【 0 0 1 6 】

次に図2について説明する。図2はコンテンツ販売処理装置を備えたコンテンツ配信システムの構成を示す図である。

この図において、符号2はコンテンツ配信サーバ（コンテンツ配信装置）でありユーザ端末からアクセスを受けてユーザが購入したコンテンツを配信する。また符号3はコンテンツ情報記憶サーバ（コンテンツ料金情報記憶部）であり、コンテンツIDとコンテンツ料金（コンテンツ料金情報）とライセンス発行方法識別番号（ライセンス発行方法情報）とコンテンツ配信方法識別番号とコンテンツのデータ自体との情報を対応付けて記憶している。また符号4は売上情報登録サーバであり、コンテンツ販売処理装置1が売上処理した情報を記憶している。また符号5は決済先サーバ（決済手段）であり、ユーザがコンテンツを購入する為の決済先のサーバである。また符号6はユーザ端末であり、例えばPDA（Personal Digital Assistants）などの携帯端末である。また符号7は売上情報確認端末であり、コンテンツ配信システムを管理する管理者が、売上情報登録サーバ4に記録されている売上情報を確認するための端末である。尚、コンテンツ配信システムはコンテンツ販売処理装置1とコンテンツ配信サーバ2とコンテンツ情報記憶サーバ3と売上情報登録サーバ4で構成される。

40

50

【0017】

そして、コンテンツ販売処理装置1がユーザ端末6からコンテンツの配信登録を受付けて、コンテンツ毎の売上の記録処理と、決済先毎の売上の記録処理と、ユーザの認証及び決済の指示と、ライセンス発行の処理と、アクセス許可キー発行の処理とを行なう。尚、売上の情報はコンテンツ販売処理装置1から売上情報登録サーバ4へ送信されて記録される。またユーザの認証及び決済の指示の情報がコンテンツ販売処理装置1から決済先サーバ5へ送信される。この決済の指示は異なる決済方法に共通するコンテンツ販売処理装置1の処理である。またライセンス発行の処理とアクセス許可キー発行の処理はコンテンツ販売処理装置1で行なわれる。このアクセス許可キー発行の処理は異なるコンテンツ配信方法に共通するコンテンツ販売処理装置1の処理である。そしてユーザの操作により、ユーザ端末6がアクセス許可キーをコンテンツの配信を受ける際に送信して、コンテンツ配信サーバ2がユーザ端末6から受信したアクセス許可キーとコンテンツ配信サーバ2自身がコンテンツ販売処理装置1から受信したアクセス許可キーとを比較して、同じ場合にはユーザ端末6へコンテンツを配信する。

10

【0018】

次にコンテンツ販売処理装置の処理を図3を用いて説明する。図3はコンテンツ販売処理装置の処理フローを示す図である。

まず、コンテンツを購入するユーザがコンテンツ端末6を用いてコンテンツの購入ができるウェブページへアクセスする。そしてユーザは、そのウェブページ上でコンテンツAの購入ボタンをクリックして、コンテンツAの購入処理を開始する。尚、ユーザはコンテンツの購入ができるウェブページにおいて予めユーザ登録を行っており、コンテンツを購入する為のユーザIDとパスワードを得ているものとする。そして、ユーザはユーザ端末6を用いてコンテンツAの選択と、ユーザID及びパスワードの入力と、クレジットカード会社やISPなどの決済先の選択を行なう。尚、本実施形態においてはコンテンツの購入時に入力したユーザIDがそのまま決済先会員IDとなり、パスワードがそのまま決済先パスワードとなる。

20

【0019】

するとユーザ端末6は、コンテンツAのコンテンツIDと予め当該ウェブページでユーザが登録したユーザID(決済先会員ID)及びパスワード(決済先パスワード)とを含むコンテンツ配信登録情報をコンテンツ販売処理装置1へ送信する。そして、コンテンツ販売処理装置1のコンテンツ配信登録受付部10が当該コンテンツ配信登録情報を受付ける(ステップS1)。次にコンテンツ情報読み取り部11がコンテンツ配信登録情報に含まれるコンテンツIDに対応付けられて記録されているコンテンツ料金とライセンス発行方法を識別する番号とをコンテンツ情報記憶サーバ3から読み取る(ステップS2)。そして、コンテンツ配信登録受付部10はコンテンツ毎売上情報処理部12へコンテンツ毎の売上処理開始の指示の情報を送信する。そして、コンテンツ毎売上情報処理部12はコンテンツ配信登録受付部10よりコンテンツ配信登録情報に含まれるコンテンツIDを受付け、また、当該コンテンツIDに対応するコンテンツ料金をコンテンツ情報読み取り部11より受付ける。コンテンツ毎売上情報処理部12は、売上情報登録サーバ4にコンテンツID毎に記録されている売上合計値に、コンテンツ情報読み取り部11より受付けたコンテンツIDのコンテンツ料金を加えることにより、コンテンツ毎の売上を記録する(ステップS3)。

30

40

【0020】

次に、ステップS3が終了すると、コンテンツ毎売上情報処理部12は決済先毎売上情報処理部13に決済先毎の売上処理開始の指示の情報を送信する。そして、決済先毎売上情報処理部13が、コンテンツ配信登録情報に含まれる決済先IDをコンテンツ配信登録受付部10より受付け、また、コンテンツ配信登録情報に含まれるコンテンツIDに対応するコンテンツ料金の情報をコンテンツ情報読み取り部11より受付ける。そして決済先毎売上情報処理部13は、受付けた決済先会員IDに基づいて決済先を特定し(決済先がどこのISPか、どこのクレジット会社かなどを特定する)、決済先毎に売上情報登録サー

50

バ4に決済先の売上合計を記録する(ステップS4)。尚、決済毎売上情報処理部13は、例えば、決済先を識別するための番号に対応付けて、決済先会員IDの特徴を表す情報を記憶しておき、決済先会員IDの特徴に基づいて決済先を識別する為の番号を読み取って、当該番号ごとに売上を記録する。決済先会員IDの特徴を表す情報とは、例えば、決済先会員IDが11桁で頭の2桁がAAの情報である場合には、それらの特徴を示す情報である。

【0021】

次に、ステップS4の決済毎売上情報処理部13の処理が終わると、決済先毎売上情報処理部13は認証決済指示の処理開始の情報を認証決済指示部14へ送信する。そして認証決済指示部14が、コンテンツ配信登録情報に含まれるユーザIDとパスワードとコンテンツIDとをコンテンツ配信登録受付部10から受け付け、また、コンテンツIDに対応するコンテンツ料金をコンテンツ情報読み取り部11から受け付けて、これらの情報を含んだ認証決済要求を決済先サーバ5へ送信する(ステップS5)。次に認証決済指示部14は、ユーザの認証と決済が完了したか失敗したかを示す認証決済結果情報(決済結果情報)を決済先サーバ5から受け付ける(ステップS6)。これらステップS5及びステップS7の処理は異なる決済方法で共通の処理である。尚、決済先サーバ5は認証決済指示部14から認証決済要求を受け付けて、当該認証決済要求に含まれるユーザIDとパスワードを用いてユーザの認証を行い、また認証決済要求に含まれるコンテンツIDとコンテンツ料金を用いて決済処理を行なう。そして、認証決済指示部14は認証決済結果情報がユーザの認証と決済が完了したか失敗したかを受信した認証決済結果情報に基づいて判断する(ステップS7)。

【0022】

そして認証決済指示部14は、ステップS7において認証及び決済が完了した旨を示す認証決済結果情報であると判断した場合には、決済正常終了を示す情報をライセンス発行部15へ送信する(ステップS8)。するとライセンス発行部15はコンテンツ配信登録受付部10からコンテンツ配信登録情報に含まれるコンテンツIDを受け付け、また、そのコンテンツIDに対応するライセンス発行方法識別番号をコンテンツ情報読み取り部11から受け付ける。そして、ライセンス発行部15は、コンテンツIDに対応して記録されているコンテンツのライセンスキーをライセンス情報記憶部17から読み取って、受け付けたライセンス発行方法識別番号が示すライセンスの発行方法に基づいてライセンスキーをユーザ端末6へ送信する(ステップS9)。尚、ライセンス発行方法は、例えば、メールによりライセンスキーの文字列を送信する方法などの多数の方法がある。またステップS9の処理は異なる決済方法で共通の処理である。

【0023】

次に、ライセンス発行部15はライセンスキーの送信を完了すると、アクセス許可キー発行部16へアクセス許可キーの発行を指示する。するとアクセス許可キー発行部16はコンテンツ配信登録受付部10からユーザIDとコンテンツIDとを受け付ける。そしてこれらの情報を暗号化した情報をアクセス許可キーとして生成する。そして、アクセス許可キー発行部16は生成したアクセス許可キーをコンテンツ配信サーバ2とユーザ端末6へ送信する(ステップS10)。尚、アクセス許可キーはユーザIDとコンテンツID以外の情報を含んでも良い。

また、認証決済指示部14がステップS7において、認証及び決済が失敗した旨を示す認証決済結果情報であると判断した場合には、認証決済指示部14はユーザ端末6へエラーの情報を送信する(ステップS11)。

【0024】

そして、コンテンツのユーザ端末6への配信時に、ユーザ端末6がアクセス許可キーを含むコンテンツ配信要求を送信する。そしてコンテンツ配信サーバ2はアクセス許可キー発行部16から予め受け付けたアクセス許可キーとユーザ端末6から受け付けたアクセス許可キーに含まれる各情報を比較して同一である場合にのみ、アクセス許可キーに含まれるコンテンツIDに対応付けられたコンテンツのデータをコンテンツ情報記憶サーバ3から読み

取って、ユーザ端末6に配信する。尚、アクセス許可キー発行部16はコンテンツアクセス許可キーを生成する際に、コンテンツIDに対応してコンテンツ情報記憶サーバ3に記録されているコンテンツ配信方法識別番号をコンテンツ情報読み取り部11から受付けて、アクセス許可キーに格納してもよい。そうすれば、ユーザがコンテンツにアクセスした際に、コンテンツアクセス許可キーに格納されるコンテンツ配信方法識別番号に対応する配信方法でコンテンツを配信することができる。尚、コンテンツの配信方法をユーザに選択させて、それに対応するコンテンツ配信方法識別番号をアクセス許可キーに格納するようにしても良い。その場合コンテンツ情報記憶サーバ3はコンテンツIDに対応して複数のコンテンツ配信方法識別番号を記録する。尚、ユーザによるコンテンツの配信方法の選択方法はこれに限らない。

10

【0025】

以上、本発明の一実施形態について説明したが、従来、決済方法とコンテンツの配信方法がともに2通りある場合には、コンテンツ販売処理装置において2通り×2通り=4通りの処理の開発をする必要があり、決済サーバ5において2通りの決済方法に対応する処理及びコンテンツ配信サーバ2において2通りの配信方法に対応する処理を組み込む必要がある。そして、決済方法とコンテンツ配信方法が1通りずつ増えると、コンテンツ販売処理装置において3通り×3通り=9通りの処理を行なうので9通り-4通り=5通りの処理の組み込みの必要が発生し、また、決済サーバ5及びコンテンツ配信サーバ2においては各1通りの処理の組み込みの必要が発生する。

【0026】

一方本発明を用いた際に、決済方法とコンテンツの配信方法がともに2通りある場合には、コンテンツ販売処理装置においては1通りの処理(決済サーバ5に認証と決済の為の情報を送信し、コンテンツ配信サーバ2とユーザ端末6とにアクセス許可キーを送信する処理)の開発をする必要があり、決済サーバ5において2通りの決済方法に対応する処理及びコンテンツ配信サーバ2において2通りの配信方法に対応する処理を組み込む必要がある。そして、決済方法とコンテンツ配信方法が1通りずつ増えると、コンテンツ販売処理装置における処理の新たな組み込みは必要なく、決済サーバ5及びコンテンツ配信サーバ2において各1通りの処理の組み込みをすればよい。よって、本発明により、開発の軽減を行なうことができるようになる。

20

【0027】

尚、上述のコンテンツ販売処理装置1やコンテンツ配信システム内の各装置は内部に、コンピュータシステムを有している。そして、上述した処理の過程は、プログラムの形式でコンピュータ読み取り可能な記録媒体に記憶されており、このプログラムをコンピュータが読み出して実行することによって、上記処理が行われる。ここでコンピュータ読み取り可能な記録媒体とは、磁気ディスク、光磁気ディスク、CD-ROM、DVD-ROM、半導体メモリ等をいう。また、このコンピュータプログラムを通信回線によってコンピュータに配信し、この配信を受けたコンピュータが当該プログラムを実行するようにしても良い。

30

【0028】**【発明の効果】**

以上説明したように、この発明によれば、コンテンツ配信登録受付手段がユーザ端末から、少なくともコンテンツを特定するコンテンツ識別情報と、当該コンテンツの決済時に用いる決済先会員識別情報と決済先認証情報との登録を受付け、コンテンツ料金情報読み取り手段がコンテンツ識別情報に対応付けられて記憶されているコンテンツ料金情報をコンテンツ料金情報記憶部から読み取る。そして、決済指示手段が決済に共通して用いられる決済先会員識別情報と決済先認証情報とコンテンツ識別情報とコンテンツ料金情報とを決済手段に送信し、決済手段より決済が成功したか否かを示す決済結果情報を受信する。またアクセス許可キー発行手段において、受信した決済結果情報が決済の成功を示す場合に、コンテンツ配信装置と前記ユーザ端末とへ、コンテンツの配信の処理に共通して用いられるアクセス許可キーを送信する。

40

50

これにより、コンテンツ販売処理装置が認証の決済の為の情報を決済サーバへ送信すれば決済が完了し、また、アクセス許可キーをユーザ端末とコンテンツ配信装置へ送信すれば、その後のコンテンツ配信処理はコンテンツ配信装置が行うこととなる。よって、コンテンツ販売処理装置で行なわれる処理は決済方法やコンテンツ配信方法とは関係が無くなり、異なる決済方法に共通する処理と異なるコンテンツ配信の方法に共通する処理を行なえばよいので、決済方法と配信方法の方法が新たに増えたとしてもコンテンツ販売処理装置で行なう処理の変更は必要なくなり、コンテンツ販売処理装置で行なわれる処理の開発負荷を軽減することができる。

【0029】

また本発明によれば、コンテンツ毎売上情報処理手段が、コンテンツ料金情報読み取り手段の読み取ったコンテンツ料金情報に対応するコンテンツ識別情報毎にコンテンツ料金情報を加算して、コンテンツ識別情報毎の売上合計を算出し、決済先毎売上情報処理手段がコンテンツ識別情報と共にコンテンツ配信登録受付手段が受付けた決済先会員識別情報が示す決済先毎にコンテンツ料金情報を加算して、決済先毎の売上合計を算出する。

これにより、各決済先毎にコンテンツの売上合計を計算するだけでなく、各コンテンツ販売ウェブページで販売された特定のコンテンツの売上合計を計算することができる。よって、コンテンツ流通業者はコンテンツ提供業者にコンテンツの売上合計を報告する際に、各決済先毎に計算された売上合計をまとめて特定のコンテンツの総売上を計算するという処理を減らすことができる。

【0030】

また本発明によれば、ライセンス発行手段がコンテンツ識別情報に対応付けられて記憶されるライセンス発行方法情報をライセンス発行方法情報記憶部より読み取って、当該ライセンス発行方法情報が示すライセンス発行方法によりコンテンツのライセンスを発行する。

これにより、各コンテンツ販売ウェブページ毎にライセンス発行方法に対応する処理の仕組みを持たせなくとも、コンテンツ販売処理装置がコンテンツ識別情報に基づいてライセンス発行方法を把握してライセンスの発行処理を行なうことができる。

【図面の簡単な説明】

【図1】本実施形態によるコンテンツ販売処理装置の構成を示す概略ブロック図である。

【図2】本実施形態によるコンテンツ販売処理装置を備えたコンテンツ配信システムの構成を示す図である。

【図3】本実施形態によるコンテンツ販売処理装置の処理フローを示す図である。

【符号の説明】

- 1 コンテンツ販売処理装置
- 2 コンテンツ配信サーバ
- 3 コンテンツ情報記憶サーバ
- 4 売上情報登録サーバ
- 5 決済先サーバ
- 6 ユーザ端末
- 10 コンテンツ配信登録受付部
- 11 コンテンツ情報読み取り部
- 12 コンテンツ毎売上情報処理部
- 13 決済先毎売上情報処理部
- 14 認証決済指示部
- 15 ライセンス発行部
- 16 アクセス許可キー発行部
- 17 ライセンス情報記憶部

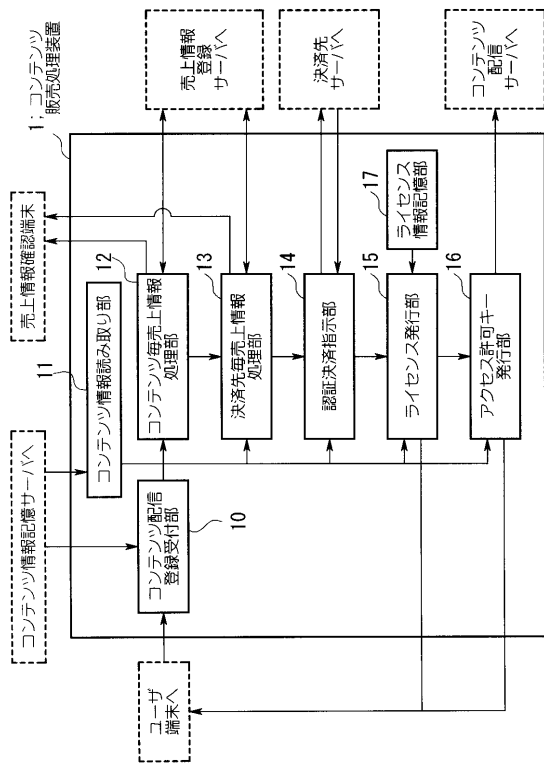
10

20

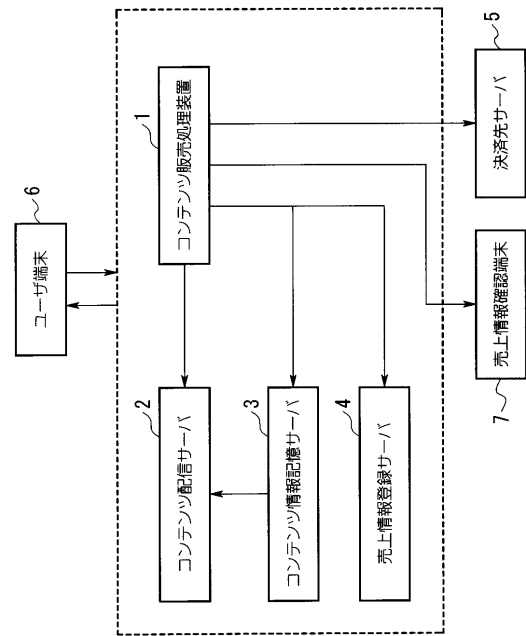
30

40

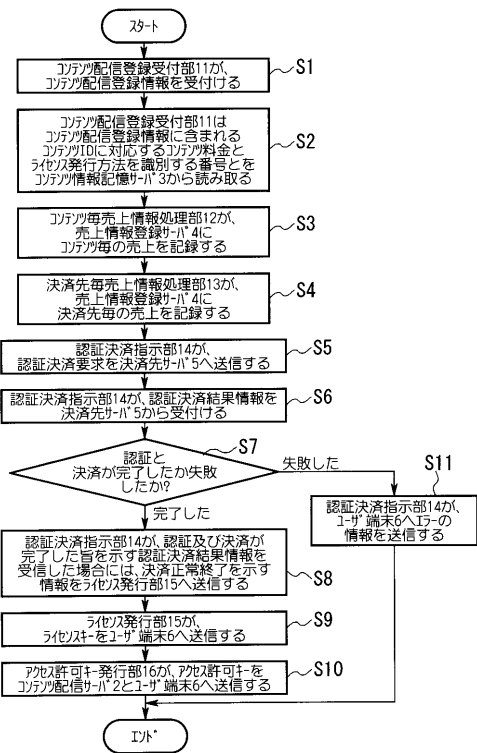
【 図 1 】



【 図 2 】



【 図 3 】



フロントページの続き

(51)Int.Cl.⁷ F I テーマコード(参考)
H 0 4 L 9/00 6 0 1 B

(74)代理人 100108453

弁理士 村山 靖彦

(72)発明者 斎藤 健一

東京都台東区台東 1 丁目 5 番 1 号 凸版印刷株式会社内

(72)発明者 茂見 光雅

東京都台東区台東 1 丁目 5 番 1 号 凸版印刷株式会社内

(72)発明者 戸水 秀夫

東京都台東区台東 1 丁目 5 番 1 号 凸版印刷株式会社内

Fターム(参考) 5J104 AA07 AA12 EA15 KA01 NA05 PA07 PA10